



## 競技専門部

- |                |             |            |
|----------------|-------------|------------|
| (1)陸上競技        | (2)バスケットボール | (3)バレーボール  |
| (4)ソフトテニス      | (5)卓球       | (6)ラグビー    |
| (7)サッカー        | (8)ハンドボール   | (9)ソフトボール  |
| (10)水泳         | (11)体操      | (12)相撲     |
| (13)登山         | (14)バドミントン部 | (15)スキー    |
| (16)スケート       | (17)ダンス     | (18)柔道部    |
| (19)剣道         | (20)軟式野球    | (21)レスリング部 |
| (22)弓道         | (23)自転車競技部  | (24)ボクシング部 |
| (25)ウエイトリフティング | (26)フェンシング  | (27)テニス    |
| (28)空手道        | (29)アーチェリー  | (30)ボート    |
| (31)ホッケー       | (32)なぎなた    | (33)カヌー    |
| (34)少林寺拳法      |             |            |

2 専門部・競技専門部の増減は、評議員会に諮って行う。

3 専門部・競技専門部に関する規定は別に定める。

(役員等)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- |           |          |            |          |
|-----------|----------|------------|----------|
| (1) 会 長   | 1 人      | (2) 副 会 長  | 若干人      |
| (3) 評 議 員 | 規約に定める人員 | (4) 理 事 長  | 1 人      |
| (5) 副理事長  | 1 人      | (6) 常務理事   | 規約に定める人員 |
| (7) 理 事   | 規約に定める人員 | (8) 監 事    | 2 人      |
| (9) 部 長   | 規約に定める人員 | (10) 委 員 長 | 規約に定める人員 |

(役員等の選任)

第8条 会長・副会長は評議員会で推挙する。

2 理事長・副理事長は理事の互選による。

3 理事は、加盟校から1人ずつ選出する。

4 常務理事は、理事の互選により次の人員を選出する。さらに、専門部・競技専門部の委員長を充てる。

(1) 全日制 イ) 東・中・西部の3地区から3人ずつ ロ) 北部地区から2人

(2) 定通制 イ) 専門部代表2人

(3) 競技専門部委員長

5 部長は、専門部・競技専門部の推薦によって会長が委嘱する。

6 評議員は、加盟校校長とする。

7 監事は、評議員会で選出する。

8 顧問及び参与は、評議員会に諮って会長が委嘱する。

9 その他必要を認める役員については、関係機関に諮って会長が委嘱する。

(役員等の職務)

- 第9条 会長は、本連盟を統轄し代表するとともに、すべての会議を主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 会長・副会長は、理事及び評議員の資格を有する。
  - 4 理事長は、一般業務の運営について、その責に任じ理事会を代表し、会長の指示により業務を執行する。
  - 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
  - 6 理事は、理事会の構成員となり、第13条第2項に規定する職務を行う。
  - 7 常務理事は、常務理事会の構成員となり、第14条第2項に規定する職務を行う。
  - 8 評議員は、評議員会の構成員となり、第11条第2項に規定する職務を行う。
  - 9 監事は、本連盟の業務・会計を監査する。
  - 10 部長は、当該部を代表する。
  - 11 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は重要な業務に参加する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。
  - 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

(評議員会)

- 第11条 評議員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 評議員会は、次の各号に掲げることについて審議し決定する。
    - (1) 事業運営に関すること。
    - (2) 予算及び決算に関すること。
    - (3) 会則の変更に関すること。
    - (4) その他、本連盟のための必要事項に関すること。

(会長の専決)

- 第12条 会長は、緊急を要するため評議員会を招集するいとまがないと認めるときは、第11条第2項に掲げる事項について専決できる。
- 2 会長は、前項の規定による専決をしたときは、次の評議員会において承認を得なければならない。

(理事会)

- 第13条 理事会は、毎年度1回会長が招集する。ただし必要あるときは、臨時に招集することができる。
- 2 理事会は、本連盟の業務を審議し処理する。

(常務理事会)

第14条 常務理事会は、必要に応じ会長が招集する。

2 常務理事会は、本連盟の運営に関して緊急な業務を処理する。

(定員数および議決)

第15条 すべての会議は、現在数の過半数の出席がなければ開くことはできない。

2 すべての会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第4章 会 計

(経 費)

第16条 本連盟の経費は、加盟金、専業収入、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 加盟金は、各学校を単位に納入するものとし、その額は別に定める。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第18条 監事は、毎年1回以上本連盟の業務・会計を監査する。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

## 第5章 補 則

(委 任)

第19条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関して必要な事項の細則は理事会に諮って会長が定める。

(附 則)

この規約は昭和23年4月1日から効力を生ずる。

高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。